

## (IC16-1) 土木学会公益増進事業審査基準

平成23年4月22日 制定  
平成24年7月27日 一部改正

### (基準)

- 1 「土木学会公益増進事業規程」(以下、「規程」という。)第5条に定める土木学会公益増進事業運営委員会(以下、「委員会」という。)における審査は、この基準による。

### (活用目的を指定した寄附金受入の審査基準)

- 2 活用目的を指定した寄附金受入の審査は、1件毎に次の条件を考慮して行う。
  - (1) 活用目的が、規程第2条に規定する目的に合致していること。
  - (2) 活用目的のため実施する事業が、規程第3条に規定するいずれかの事業に該当すること。

### (一般型助成事業の審査基準)

- 3 一般型助成事業の審査は、1件毎に次の条件を考慮して行う。
  - (1) 規程第2条に規定する目的に合致していること。
  - (2) 規程第3条に規定するいずれかの事業に該当すること。
  - (3) 多くの会員又は一般市民に関係する調査・研究又は事業であること。
  - (4) 助成申請額が100万円以内であること。

### (一般型助成事業の限度額)

- 4 1事業年度の一般型助成事業の合計額は、当該事業年度に発生する果実利用資金の果実、前事業年度末における一般型資金の残額及び当該事業年度に一般型資金に受入れる額の合計額以内とする。

### (特別型助成事業の審査基準)

- 5 特別型助成事業の審査は、1件毎に次の条件を考慮して行う。
  - (1) 規程第2条に規定する目的に合致していること。
  - (2) 規程第3条に規定するいずれかの事業に該当すること。

### (特別型助成事業の限度額)

- 6 1事業年度の特別型助成事業の合計額は、前事業年度末における特別型資金の残額及び当該事業年度に特別型資金に受入れる額の合計額以内とする。

### (指定型助成事業の審査基準)

- 7 指定型助成事業の審査は、1件毎に次の条件を考慮して行う。
  - (1) 規程第2条に規定する目的に合致していること。
  - (2) 規程第3条に規定するいずれかの事業に該当すること。

### (指定型助成事業の限度額)

- 8 1事業年度の指定型助成事業の合計額は、当該事業年度に発生する果実利用資金の果実、前

事業年度末における指定型資金の残額及び当該事業年度に指定型資金に受入れる額の合計額以内とする。

**附則**（平成23年4月22日 理事会議決）

- 1 上記に規定されていない事項は、委員会の合議により決定する。
- 2 本審査基準は、平成23年4月22日から施行する。

**附則**（平成24年7月27日 理事会議決） この変更基準は、平成24年7月27日から施行する。